

DATAHOTEL P.O.I. for Social サービス個別約款

第1条 (約款の適用)

1. 株式会社データホテル(以下、「当社」といいます。)は、DATAHOTEL P.O.I. for Social サービス(以下、「本サービス」といいます。)個別約款(以下、「個別約款」といいます。)を定め、個別約款を遵守することを条件として本サービスにかかる利用契約(以下、「個別契約」といいます。)を締結して頂いた契約者(以下、「契約者」といいます。)に対し、DATAHOTEL P.O.I. for Social サービスを提供します。
2. 本個別約款は、「データホテルサービス利用約款」(以下、「基本約款」といいます。)と合わせて適用されます。基本約款の内容と、個別約款の内容が異なる場合は、個別約款が優先して適用されるものとします。

第2条 (サービスの定義)

1. 本サービスは、当社が提供するデータホテルサービスの付加サービスとして提供します。
2. 本サービスの対象設備は、当社が物理的なサーバを契約者に貸与するサービスと、当社が仮想的なサーバ領域を契約者に貸与するサービス(以下、「仮想サーバ」といいます。)で構成されます。

第3条 (利用条件)

1. 本サービスは、SNS 事業者などが提供する「オープンソーシャルプラットフォーム」上でアプリケーションを展開する事業者に対して提供されます。
2. 本サービスの契約対象となる「オープンソーシャルプラットフォーム」は、下記とします。
 - (1) 株式会社ミクシィが運営する「mixi Platform」
 - (2) 株式会社ディー・エヌ・エーが運営する「mbga Open Platform (モバゲーオープンプラットフォーム)」
 - (3) グリー株式会社が運営する「GREE Platform」
 - (4) NHN Japan 株式会社が運営する「OpenHangame! (ハンゲームオープンプラットフォーム)」
 - (5) Facebook, Inc.が運営する「Facebook Platform」
 - (6) その他、当社が定める事業者とサービス
3. 本サービスの申込にあたり、本サービスの利用を希望する法人または個人(以下、「利用希望者」といいます。)は、対象となるソーシャルアプリケーションの名称、提供プラットフォーム、公開先事業者、公開サービスおよび参加プログラム等を当社が別途指定する手段にて、当社に届け出るものとします。
4. 本サービスの提供範囲は、日本国内とします。

第4条 (契約申込)

1. 本サービスの利用希望者は、当社が別途定める契約申込書または注文書に必要な事項を記載して当社に提出する必要があります。
2. 当社は、前項の利用希望者からの契約申込に対し、当該申込みを承諾する場合は、利用希望者に対して、書面(電子メール、ファクシミリをも含み、以下、総称して「書面等」といいます。)にて、申込または注文を承諾した旨を通知するものとします。
3. 個別契約は、前項の利用申込に対する承諾の意思表示が発せられた時に成立するものとします。

第5条 (利用開始日)

1. 契約者および当社は、個別契約成立後速やかに、本サービスにおける対象設備の初期構成(以下、「初期構成」といいます。)を、電子メールおよび当社が別途定める書面により協議決定するものとします。
2. 当社は、前項に定める初期構成決定後、契約者と当社が合意した日までに、契約者に初期構成の対象設備を引渡すものとし、当該対象設備の引渡し完了の日をもって本サービスの「利用開始日」とします。
3. 当社は、契約者が当社に対して対象設備の増減および構成変更等を指示する為の「管理画面」を、契約者に提供するものとし、契約者は管理画面を利用することにより、いつでも対象設備の構成変更等を当社に指示する事ができるものとします。

第6条（課金開始日）

1. 本サービスにおける「課金開始日」は、初期構成の利用開始日から30日経過時点の構成を「初期課金構成」とし、初期課金構成の課金開始日は、利用開始日から30日が経過した日とするものとします。
2. 初期課金構成以外の追加の対象設備については、利用開始日の翌日を課金開始日とするものとします。
3. 前二項の規定にかかわらず、契約者および当社が合意した場合、前項とは別の日を課金開始日とすることができるものとします。
4. 契約者は、実際のサービス利用の有無にかかわらず、課金開始日以降は利用代金を、当社に対して支払うものとします。

第7条（仮想サーバ）

1. 仮想サーバの利用単位は、仮想サーバ1台を1つの「インスタンス」とし、インスタンス毎の日額課金とします。
2. 仮想サーバの日額課金は、契約者が管理画面によりインスタンス増加の操作をしてから、同日中に1時間以上当該インスタンスが稼動したことを条件として日額課金対象とします。
3. 契約者が必要数以上のインスタンスを追加したと当社が判断した場合、当社は当該インスタンスを当社が適切だと判断する数値に変更することができるものとします。

第8条（利用料金）

1. 個別契約における利用料金は、個別約款第4条(契約申込)に定める契約申込書または注文書に記載される「基本料金」と、当該利用月中に契約者が、実際に利用した対象設備の費用の合計とします。
2. 本サービスの利用においては、基本約款第27条(初期費用の支払義務)に定める初期費用は適用しないものとします。

第9条（最低利用期間・契約更新）

本サービスの最低利用期間は、利用開始日から3ヶ月間とし、当社または契約者のいずれかが個別契約の解除を申し出ない限り、引き続き1日を単位として同一の条件で契約を更新するものとします。ただし、対象設備、およびオプションについての最低利用期間は、別途定める料金表に従うものとし、当社または契約者のいずれかが個別契約の解除を申し出ない限り、引き続き1日を単位として同一の条件で契約を更新するものとします。

第10条（契約者が行う契約の解除）

契約者は、個別契約を解除する時は、当社に対し解除の1日前までに、当社が別途定めるウェブページにて解約手続を行うものとします。

第11条（ラックスペースおよびサーバールームへの入室）

本サービスの利用にあたっては、当社が予め用意する電気通信設備を契約者に提供するものとし、契約者は、ラックスペースの占有およびサーバールームへの入室はできないものとします。

(実施年月日)

1. この個別約款は2010年11月1日より施行します。
1. この個別約款は2012年1月1日より改定・施行します。